

令和6年度

日本留学促進のための海外ネット
ワーク機能強化事業

公募要領

CIS（中央アジア・コーカサス）地域
中東・北アフリカ地域
アフリカ（サブサハラ）地域
南米地域

文 部 科 学 省

1. 事業の目的・背景

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、世界各国が留学生の獲得にしのぎを削る中、日本においても留学生の受入れ数の改善が喫緊の課題となっている。

諸外国が留学生受入れを戦略的に実施する中、我が国も優秀な人材を獲得するため、平成30年度から実施している「日本留学海外拠点連携推進事業」の在り方について見直しを行い、本年度から新たに「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」（以下「本事業」という。）を開始することとした。

本事業では、在外公館や関係機関、企業との連携を強化し、留学フェアや学校訪問等を行い、学生の早期からのリクルートや帰国後のフォローアップまでを一体的に促進する日本留学サポート体制の強化を図り、現地の実情に合わせた効果的なリクルーティング活動を展開する。また、近年の国際情勢を踏まえ、留学生の受入れを推進すべき重点国・地域を再検討の上、日本留学の魅力を発信する日本留学海外拠点（以下「海外拠点」という。）の設置国を定めている。

これらの取組を通じて、これまで実施した「留学コーディネーター配置事業」や「日本留学海外拠点連携推進事業」（以下「拠点事業」という。）の成果を踏まえつつ、より質の高い留学生の確保を目指す。

2. 公募概要

(1) 募集内容

日本の成長につながる優秀な外国人留学生の受入れを増加させるために、重点地域のうちCIS（中央アジア・コーカサス）地域、中東・北アフリカ地域、アフリカ（サブサハラ）地域、南米地域に海外拠点を設置し、学生の早期からのリクルートや帰国後のフォローアップまでを一体的に推進する日本留学サポート体制を構築するための実施計画を募集する。募集内容の詳細及び成果指標は別紙「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業 実施内容及び成果指標」に記載のとおり。構成国・地域は以下のとおり。

● CIS（中央アジア・コーカサス）地域

アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、アゼルバイジャン、アルメニア、グルジア

●中東・北アフリカ地域

アフガニスタン、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、シリア、トルコ、バーレーン、パレスチナ、ヨルダン、レバノン
アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、リビア

●アフリカ（サブサハラ地域）

南アフリカ、ケニア、ナイジェリア、ガーナ、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ザンビア、エチオピア、コートジボワール、ジンバブエ、セネガル、モザンビーク、マダガスカル

● 南米地域

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア

(2) 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 公募対象

外国人留学生の受入れ業務を行う法人格を有する団体とする。

※過去に日本留学海外拠点連携推進事業を受託した実績のある法人についても、申請は可能とする。

(4) 申請方法

提案法人となる法人が、別の地域に関する申請において再委託先となることは可能。ただし、複数の提案において同一の内容を申請することは不可。

(5) 選定件数

各地域につき 1 件（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

(6) 実施期間 令和 6 年度～令和 10 年度（5 カ年事業（予定））

なお、毎年、文部科学省が事業の進捗状況を確認するが、特に実施期間の 3 年目に成果を検証する中間調査の実施を予定しており、調査の結果により委託費の配分や実施期間を見直す場合がある。

※事業開始日は令和 6 年（2024 年）4 月 1 日を予定しており、令和 11 年（2029 年）年 3 月 31 日までを実施期間とする。

(7) 予算額

1 件あたり 1 年 41, 256 千円を条件として計画書を提出すること。

経費は留学コーディネーターや事務職員にかかる人件費、海外事務所を借りるための賃借料、日本の大学を広告・宣伝するための現地の交通費、申請重点地域内の日本留学フェア等のイベント実施または参加経費、現地教育機関・企業及び在外公館・JICA・JETRO等の関係機関との連携経費等を想定している。

なお、過度な設備備品の購入・設置、建物等施設の建設・改修及び不動産取得に関する経費には使用できない。

ただし、予算状況等によっては各年度の計画額の上限に変動が生じる可能性がある。

3. 選定方法

本事業の実施計画の選定は客観性、公正性、透明性を担保するために、外部有識者による「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業実施委員会」において審査を行う。審査基準等については、別に定める令和 6 年度日本留学促進のための海外ネットワー

ク機能強化事業審査要項及び審査基準のとおり。選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

4. 申請手続

(1) 提出書類

- ① 実施計画書（様式第1-1及び様式第1-2）
- ② 誓約書
- ③（認定等を受けている場合）審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に関する通知等の写し

※別に定める「令和6年度 日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業 実施計画書 作成・記入要領」に基づき、実施計画書等を作成し、法人の長から文部科学省高等教育局長宛てに申請すること。

(2) 提出期限

令和6年1月30日（火）17時必着

※すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※E-mailでデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差し替えは認めない。

※郵送上またはメール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出先

提出期限までに、E-mailに添付し提出すること。

メールアドレス：nihonryugaku@mext.go.jp

宛先：文部科学省高等教育局 参事官（国際担当）付留学生交流室政策調査係

なお、それに抛りがたく、紙媒体での提出を希望する場合は、「10. 問合せ先」の連絡先まで提出期限までに連絡すること。

(4) 選定結果の通知

法人の長宛てに令和6年2月中旬を予定。

5. 事業の実施

(1) 選定された実施計画については、文部科学省と法人の長との間で委託契約を締結する。事業の実施に際しては、委託契約に係る諸手続が必要となる。なお、契約の締結は年度毎に行う。

(2) 事業開始後に実施計画の内容に重大な変更が必要となった場合は、事前に文部科学省の承認を得ること。

(3) 実施法人は実施計画書に基づく事業の実施及び経費の支出を行うほか、経費の使用実績に関する報告書（委託業務完了報告書）を作成し文部科学省に提出すること。なお、事業の実施に際し、文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付が、現地の状況等を把握するために実施法人に対して調査を行い、進捗状況を把握する。

- (4) 実施法人は事業終了後、委託業務成果報告書を速やかに文部科学省に提出すること。
- (5) 委託業務成果報告書等をもとに、文部科学省がヒアリングを実施することを予定している。
- (6) 本事業は委託費によって実施するものであり、成果物の著作権は文部科学省に帰属するが、一定の条件の下で実施法人に帰属する。
- (7) 選定された事業において、成果報告としてシンポジウム等を開催する予定がある場合は積極的に周知に努めること。

6. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、実施要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。

したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めていくこと。

なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

7. 誓約書

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、実施計画書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式指定）を提出すること。また、実施計画書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の実施計画書は無効とするものとする。

8. スケジュール

- (1) 審査：令和6年2月上旬頃
- (2) 採択決定：令和6年2月中旬頃
- (3) 契約締結：令和6年3月末

9. その他

- (1) 実施計画書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された実施計画書等については返却しない。

- (3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 事業実施にあたっては、契約書実施計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など実施計画書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (6) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (7) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・ 実施計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
 - ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（人件費単価、謝金単価など）
 - ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
 - ・ 銀行口座情報
- (8) 再委託先や事業費による支出先に取引停止中の者を含めないこと。

この公募は、令和6年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、事業規模やスケジュール等を変更する場合がある。

10. 問合せ先

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室政策調査係
電話：03-5253-4111（内線）3360、2318

日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業 実施内容及び成果指標

I. 共通事項

本事業の対象となる重点地域内において日本留学を促進する代表機関として、文部科学省、現地機関等と連携し、地域の実情を踏まえつつ、以下1.～3.の取組を行う計画に委託する（それぞれについて取組がない計画は選定しないこととする）。

なお、各取組による成果を把握するため、「成果指標」及び「事業としてフォローすべき数値」としている項目については毎年度測定するとともに、「成果指標」については適切に目標値を設定し実施計画書に明記すること。また、計画する取組に応じ、「独自の成果指標と達成目標」を適宜設定・測定すること。

また、海外拠点設置場所の選定や留学フェア等、実施計画の策定に当たっては、外務省の海外安全情報を確認する等、現地情勢を勘案するとともに、特に邦人関係者を現地に派遣する際には、期間に応じて「在留届」の提出、または「たびレジ」への登録を徹底する等、また拠点が設置される国・地域を管轄する大使館・総領事館と緊密に連携をとる等、安全対策に十分留意すること。

<最終的な成果指標>

海外拠点配置地域から高等教育機関への外国人留学生数

【目標】事業最終年度までに、事業開始前年度時点の人数から増加させる

※性質別の内数についても可能な限り分析し報告すること

例：日本留学イベントに参加した者/拠点において相談対応を行った者 等

1. 優秀な留学生獲得に向けたリクルーティング活動の促進

在外公館や関係機関（JICA・JETRO等）、企業との連携の下、学生の早期からのリクルートや帰国後のフォローアップまでを一体的に促進する日本留学サポート体制の強化を図る。特に、インド・東南アジア地域（うちコーディネーター配置国）においては、コーディネーターと連携し、留学フェア及び説明会の開催及び学校訪問等の取組を強化する。

<成果指標：各拠点が目標値を設定>

・各拠点が仲介し把握している、日本の高等教育機関への入学許可者数

<事業としてフォローすべき数値>

・現地及びオンラインで開催する留学フェア及び説明会の参加者数
・在外公館や関係機関が開催するイベントへの参加回数

- ・ 現地の教育機関（高校や大学等）への訪問回数
- ・ 現地で連携している日本語教育・補充教育実施機関の在籍学生数
- ・ 各拠点が仲介し把握している、現地の教育機関と日本の教育機関とのマッチング数（大学間交流協定等の締結数及び協定締結に至る前段階の学校紹介件数）
- ・ 各拠点が仲介し把握している、留学希望者と日本の教育機関とのマッチング数（志望校決定件数等）
- ・ 各拠点が仲介し把握している、渡日前入試（現地入試）実施機関数

参考：主な取組例

- ・ 日本留学の認知度向上のため、在外公館や企業等と連携し留学フェアを開催するとともに、現地の民間団体等が主催するフェアにも参加する
（各国の参考情報として、インドにおいては、民間教育団体IC3（※）が、インド全土から校長や学校のキャリアカウンセラー、生徒を集め、各国の教育機関等とのネットワーキングを推進するインド最大の教育イベントを年1回開催している。）
※ International Career and College Counselling
- ・ 日本留学を目的とした現地における日本語教育及び補充学習の充実に向けた協力体制構築のため、適宜在外公館等を通じて現地の日本語教育機関との連携強化を図る
- ・ 日本の教育機関の渡日前入試制度について、現地の教育機関や留学希望者に対して広報する。併せて、日本留学試験（EJU）の広報を関係機関（日本学生支援機構や在外公館、現地実施機関等）と連携して実施する等、より効果的に広報するための工夫を行う

2. 留学に関する情報収集・発信

現地学生の日本留学に関するニーズを収集し、収集した情報を踏まえ、在外公館や他機関の主催するイベントへの参加及び現地の教育機関への訪問、帰国留学生とのネットワークの活用等することにより、ターゲットとなる留学生候補者へ効果的に情報発信を行う。

<成果指標：申請者が目標値を設定>

- ・ 各拠点が仲介し把握している、日本の高等教育機関への渡日前入試（現地入試）受験者数

<事業としてフォローすべき数値>

- ・ 各拠点が仲介し把握している、渡日前入試（現地入試）実施機関数
- ・ 現地における日本留学試験（EJU）受験者数 ※EJU実施地域のみ
- ・ 各拠点が運営し把握している、SNS、事務所 WEB サイト等におけるアクセス数
- ・ 各拠点が仲介し把握している、日本の高等教育機関への渡日前入試（現地入試）受験者数

参考：主な取組例

【情報収集の強化】

- ・現地の政府機関、教育機関、帰国留学生会、在外公館等と連携し、各国の学生の日本留学に関するニーズについて情報収集を行う

収集すべき情報の例

- －現地の基礎的情報（一人当たりの所得、経済・産業・貿易構造、統治制度、国際関係、これらの歴史的変遷、文化的、宗教的背景等）
- －現地の教育事情（教育制度（中等教育と高等教育の接続状況）各教育段階の在学率・進学率、学事暦、大学入試プロセス、大学入学選抜方法（入試方法、アドミッション方法）海外留学状況、（後期中等教育シラバス）
- －現地の大学進学事情（学事暦の把握、現地大学進学プロセス、現地大学出願・入試制度、海外大学進学プロセス、海外大学募集・選考プロセスなど）
- －日本就職をめぐる現地学生の傾向（志望理由、日本就職の検討にあたり重視する事柄、（既に検討中の場合）求人情報の入手方法、希望する就労分野、他に就職先候補となる国名等）
- ・現地に拠点を置く日本の教育機関に働きかけ、より多くの機関による現地での情報発信及び、より戦略的な現地からの情報発信の実現に向けた体制を構築する

【日本の魅力発信】

- ・現地において日本留学イベントを開催するとともに、在外公館及び他の機関が主催する留学イベントにも積極的に参加し、日本留学の魅力や、日本での就職・キャリアプランについて広報を強化する
- ・WEB サイトの運営や SNS の活用等により、主に現地・日本の機関向けに、主催・参画するイベント情報及び活動報告を発信する
- ・必要に応じて他の海外拠点とも連携し、留学イベントの開催等、日本留学に関する認知度向上のための取組を実施する

3. 帰国留学生会とのネットワーク構築及び広報・リクルーティング活動における協力深化
在外公館等の協力を得て、日本留学OB・OGで構成される帰国留学生会とのネットワークを構築し、留学生のリクルーティング活動における連携の更なる推進等、留学生帰国後のフォローアップを実施する。

<成果指標：各拠点が目標値を設定>

- ・現地において主催し、帰国留学生会が参画する日本留学イベント（講演会、懇親会、OB訪問等）において、帰国留学生による働きかけ・助言を受けた現地の日本留学希望者のうち、その後実際に日本留学をした人数

<事業としてフォローすべき数値>

- ・現地において主催した日本留学イベントへの帰国留学生協力者数
- ・現地において主催し、帰国留学生会が参画する日本留学イベント（講演会、懇親会、OB訪問等）において、帰国留学生による働きかけ・助言を受けた現地の日本留学希望者

参考：主な取組例

- ・本事業において主催する広報活動・リクルーティング活動への参画に向けた協力体制構築のため、適宜在外公館等を通じて帰国留学生会との連携強化を図る
- ・帰国留学生からの働きかけ・助言をきっかけとした優秀な外国人留学生の獲得を促進するため、帰国留学生会が参画する日本留学イベント（講演会、懇親会、OB訪問等）を開催する
- ・帰国留学生からの働きかけ・助言をきっかけとした優秀な外国人留学生の獲得を促進するため、具体的な留学先機関の検討段階において留学希望者が帰国留学生による助言を受けられる機会を定期的に設ける

II. 事業対象となる重点地域の事情を勘案した事項（インド・東南アジア地域以外）

戦略的な事業実施のため、以下1.～5.の観点を踏まえ、重点地域内で特に優先して取組を行う国を設定するとともに、実施計画書に明記すること。

1. 海外への留学生派遣に積極的である一方、日本への留学生が比較的少ないこと
2. 日本の高等教育機関への留学へつながる、留学適齢層が相当数見込まれること
3. 学生が私費留学生として渡日し、修学できる経済力があること
4. 将来的な留学生数の増加のための、当該地域の人口・経済力等の成長見込みの将来性があること
5. その他、斟酌すべき事項の有無

※優先度が高い国であっても、既に日本の機関が留学生受入れに関連する活動を行っている場合は、そちらとの連携・住み分け等も考慮すること。

令和6年度 日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業 審査基準

日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業（以下「海外ネットワーク機能強化事業」という。）の審査は、この審査基準に従い行うものとする。

I 選定方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、提出された実施計画書について審査を行い、予算の範囲内において、各評価項目の得点合計が高いものを選定する。

II 審査方法

実施計画書に基づき、外部有識者による「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業実施委員会（以下「委員会」という。）」において書面審査を行う。

なお、公募要領2.(2)を満たすことが実施計画書において確認できない場合、当該実施計画書は審査対象外とする。

III 評価方法

評価は、以下の「観点」の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、複数の委員会委員が評価した平均点を当該実施計画書の得点とする。

【評価項目】

1. 事業の具体的方法等に関する評価

- ① 本事業で実施する取組の内容が事業期間全体を通じ明確となっているか。
- ② 申請地域における現地情報の収集及び留学生動向等の状況分析が的確に行われているか。
- ③ 重点地域内に存在する現地機関（政府機関、教育機関、帰国留学生会等）日本関連機関（在外公館、JICA、JETRO、JF 等）及び日本の高等教育機関との連携方策が具体的に計画されているか。
- ④ インド・東南アジア地域以外の地域について、公募要領別紙に記載している「事業対象となる重点地域の事情を勘案した事項」において挙げている観点及び留意点に基づき、申請地域内で特に優先して取組を行う国を適切に設定できているか。
- ⑤ 公募要領別紙に記載している「優秀な留学生獲得に向けたリクルーティング活動の促進」の取組が、効果的かつ効率的に実施できるよう計画されているか。
- ⑥ 公募要領別紙に記載している「留学に関する情報収集・発信」の取組が、効果的かつ効率的に実施できるよう計画されているか。
- ⑦ 公募要領別紙に記載している「帰国留学生会とのネットワーク構築及び広報・リクルーティング活動における協力深化」の取組が、効果的かつ効率的に実施できるよう計画されているか。
- ⑧ 取組全体を通じ、各成果指標の目標値設定が明確であり、かつ、達成できる見込みのある計画となっているか。

- ⑨ 委託事業として取り組むことが必要かつ有効な実施計画となっているか。
- ⑩ 事業の成果を把握・検証するための具体的な評価・測定方法が適切に設定されているか。
- ⑪ 申請法人や連携機関のリソースを活用した独自の取組が計画されているか。
- ⑫ ⑪に挙げた各種関係機関との人的ネットワークを有し、それらとの連携・協力により、現地における基盤を通じて、外国人留学生もしくは高度外国人材の受入れに関する情報発信、リクルーティング等の事業を行った十分な実績を有しているか。
- ⑬ 妥当な経費が示されているか。

2. 事業の実施体制に関する評価

- ⑭ 重点地域内に設置する海外拠点となる現地基盤（事務所等）を有し、事業を着実に実施していくことが見込まれる計画となっているか。
- ⑮ 公募要領別紙に記載している取組を実施するために必要な数の人員を現地に配置することが計画されているか。また、複数の地点に人員を配置する場合は、各拠点で左記が満たされているか。
- ⑯ 公募要領別紙に記載している取組を実施するために必要な知見・経験を持つとともに、対象地域内で使用されている言語により対応できる体制を現地に整備することが計画されているか。また、複数の地点に体制を整備する場合は、各拠点で左記が満たされているか。
- ⑰ 特に、インド・東南アジア地域については、コーディネーターと連携し、現地での留学フェア・説明会の開催や学校訪問を十分に行える体制が組み立てられているか。
- ⑱ 参画機関間の役割分担が十分工夫されているか。
- ⑲ 本事業期間終了後の継続性を考慮した体制の構築が計画されているか。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を有しているか。又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けているか。

【評価基準】

1. 「1. 事業の具体的方法等に関する評価」及び「2. 事業の実施体制に関する評価」に係る評価基準以下の評価基準により5段階評価を行う

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点 やや劣っている＝2点 劣っている＝1点
--

2. 「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝1点
- ・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2点
- ・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝3点
- ・ 認定段階3＝4点
- ・ プラチナえるぼし認定＝5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・ くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点
- ・ トライくるみん認定＝3点
- ・ くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3点
- ・ くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3点
- ・ プラチナくるみん認定＝5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ ユースエール認定＝3点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

令和6年度 日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業 審査要領

日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付に報告しなければならない。

令和6年度 日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業 審査要項

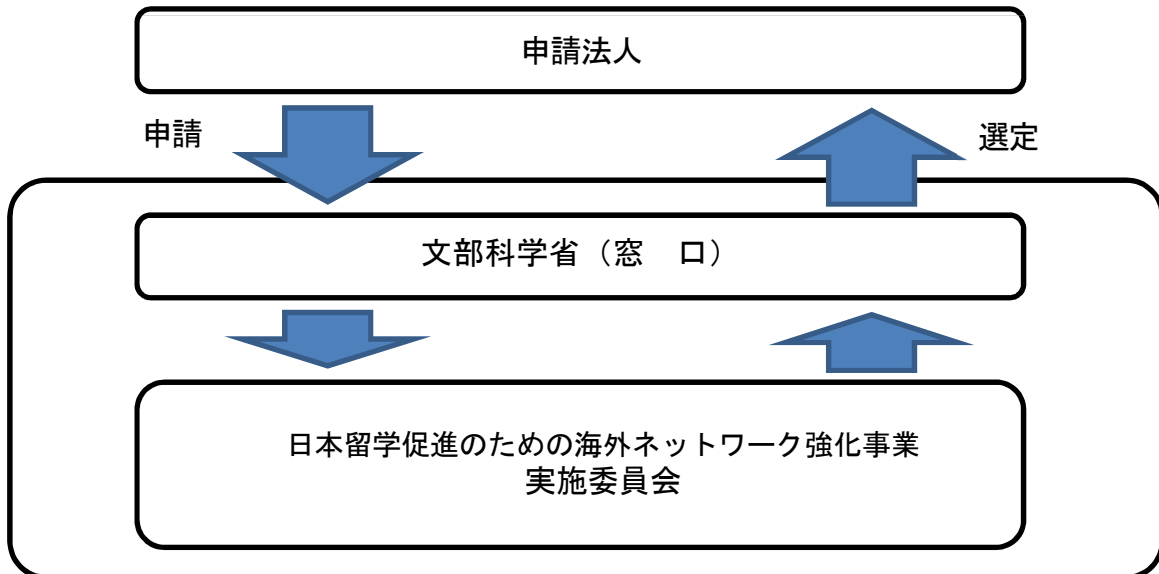
I 本事業の趣旨

諸外国が留学生受入れを戦略的に実施する中、我が国も優秀な人材を獲得するため、これまで実施してきた「留学コーディネーター配置事業」や「日本留学海外拠点連携推進事業」の成果を踏まえつつ、本年度から新たに「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」（以下、「海外ネットワーク機能強化事業」という。）を実施する。

具体的には、重点国・地域に、日本留学の魅力を発信する日本留学海外拠点を設置し、現地及び日本の関係機関（在外公館等）とネットワークを構築し、学生の早期からのリクルートや帰国後のフォローアップまでを一体的に促進する日本留学サポート体制の強化を図り、現地の実情に合わせた効果的なリクルーティング活動を展開する。特に、インド及び東南アジア地域については取組を強化する。

II 本事業の審査

審査の客観性、公平性、透明性を担保するため、外部有識者による「日本留学促進のための海外ネットワーク強化事業実施委員会（以下「委員会」という）」による書面審査により、当該事業の実施計画を選定する。



III 選定方針

事業の選定に当たっては、別に定める審査基準に沿って評価を行う。

IV その他

1 開示・非開示

(1) 委員会の審議内容の取扱い

委員会の議事及び審査資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から、原則、非公開とする。

(2) 申請法人の名称等

①申請法人名、②選定法人名は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会への情報提供に努めることとする。

(3) 委員等氏名

委員会の委員氏名は、審査終了後に公表する。

2 利害関係者の排除

委員は、本人が利害関係者と見なされる申請にかかる個別の審査については参加しないこととする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・委員が申請法人に所属している場合
- ・その他委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される場合